

# 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例 を制定しました

本県は、長い日照時間や豊富な水資源、森林資源などの再生可能エネルギー資源に恵まれ、自動車産業をはじめとする高い技術力を持つ産業が集積するなど、気候変動対策と経済成長とを両立させる上で大きな可能性を有しています。

この強みを生かし、県民の皆さんの総力を結集して2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、条例を制定しました。（令和4年3月15日公布）

## ● 条例の目的

脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策等に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させること。

| 「ぐんま5つのゼロ宣言」 |               |
|--------------|---------------|
| 宣言1          | 自然災害による死者「ゼロ」 |
| 宣言2          | 温室効果ガス排出量「ゼロ」 |
| 宣言3          | 災害時の停電「ゼロ」    |
| 宣言4          | プラスチックごみ「ゼロ」  |
| 宣言5          | 食品ロス「ゼロ」      |

## ● 条例の主な内容

### （1）気候変動への適応

- ・ 県土の強靱化に向けた防災及び減災に資する取組を推進。
- ・ 地域防災力の向上に努める。

### （2）温室効果ガスの排出の量の削減

- ・ 延床面積2,000㎡以上の建築物（特定建築物）を新築、増改築しようとする者（特定建築主）に**特定建築物排出量削減計画**の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。
- ・ エネルギー消費量が原油換算で1,500kl/年以上の者（特定排出事業者）に排出量削減計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。

### （3）再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 特定建築主に**再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギー設備等導入計画**の提出・報告を義務付け、計画の内容を知事が公表。  
※再エネ導入義務量の下限値 60メガジュール × 延床面積
- ・ 特定建築物の**設計者**に特定建築主に対する再生可能エネルギー設備導入等に係る説明を義務付け。
- ・ 特定排出事業者に再生可能エネルギー導入計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表。

### （4）プラスチックごみの排出抑制

- ・ プラスチックごみの分別、再資源化。プラスチック資源循環の推進。
- ・ 環境中にプラスチックごみが排出されないように努める。

### （5）食品ロスの削減

- ・ 広く「MOTTAINAIの心」の醸成を図る。
- ・ 未利用食品等を提供するための活動の支援。